

健康福祉委員会 案件一覧

(令和6年9月18・19日開催分)

○付託議案審査 3件

部局	(案) 上程順	件名	資料番号	説明者 (所管課長名等)
福祉部	1	第94号議案 大田区立シルバーピア条例に規定する大田区立シルバーピア糶谷の供用停止に関する条例	32	喜多 高齢福祉課長
	2	第95号議案 大田区立特別養護老人ホーム条例に規定する大田区立特別養護老人ホーム糶谷の供用停止に関する条例	33	松田 介護サービス推進担当課長
	3	第96号議案 大田区立高齢者在宅サービスセンター条例の一部を改正する条例	34	松田 介護サービス推進担当課長

○補正予算案の説明 1件

部局	件名	資料番号	説明者 (所管課長名等)
共通部	補正予算 (案) について ・ 一般会計 (第2次) 補正予算 (案) ・ 介護保険特別会計 (第1次) 補正予算 (案)	35-1 35-2	黄木 福祉管理課長 森田 介護保険課長 関 健康医療政策課長

○所管事務報告 3件

部局	報告順	件名	資料番号	説明者 (所管課長名等)
福祉部	1	生活困窮者自立支援事業等の事業者公募について	36	廣田 自立支援促進担当課長
健康政策部	2	10月以降に開始する予防接種費用助成について	37	小倉 感染症対策調整担当課長
	3	5歳児健康診査モデル事業の実施について	38	荒浪 健康づくり課長

健康福祉委員会 令和6年9月18・19日
福祉部 資料32番
所管 高齢福祉課

第94号議案 大田区立シルバーピア条例に規定する大田区立シルバーピア糀谷の
供用停止に関する条例

1 対象とする条例

大田区立シルバーピア条例（平成5年条例第8号）

2 制定理由

大田区立シルバーピア糀谷の大規模な改修を行うに当たり、当該改修の期間、その供用を停止するため、この条例を制定する。

3 条例内容

別紙のとおり

4 施行年月日

令和6年12月1日

大田区立シルバーピア条例に規定する大田区立シルバーピア糶谷の供用停止に関する条例

大田区立シルバーピア条例（平成5年条例第8号）に規定する大田区立シルバーピア糶谷は、令和6年12月1日から令和8年3月31日までの間、その供用を停止する。

付 則

この条例は、令和6年12月1日から施行する。

（提案理由）

大田区立シルバーピア糶谷の大規模な改修を行うに当たり、当該改修の期間、その供用を停止するため、条例を制定する必要があるので、この案を提出する。

健康福祉委員会 令和6年9月18・19日

福祉部 資料33番

所管 介護保険課

第95号議案 大田区立特別養護老人ホーム条例に規定する大田区立特別養護老人ホーム糀谷の供用停止に関する条例

1 対象とする条例

大田区立特別養護老人ホーム条例（昭和62年条例第34号）

2 制定理由

大田区立特別養護老人ホーム糀谷の大規模な改修を行うに当たり、当該改修の期間、その供用を停止するため、この条例を制定する。

3 条例内容

別紙のとおり

4 施行年月日

令和6年12月1日

大田区立特別養護老人ホーム条例に規定する大田区立特別養護老人ホーム糀谷の
供用停止に関する条例

大田区立特別養護老人ホーム条例（昭和 62 年条例第 34 号）に規定する大田区立特
別養護老人ホーム糀谷は、令和 6 年 12 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間、その
供用を停止する。

付 則

この条例は、令和 6 年 12 月 1 日から施行する。

（提案理由）

大田区立特別養護老人ホーム糀谷の大規模な改修を行うに当たり、当該改修の期間、
その供用を停止するため、条例を制定する必要があるので、この案を提出する。

第96号議案 大田区立高齢者在宅サービスセンター条例の一部を改正する条例

1 対象とする条例

大田区立高齢者在宅サービスセンター条例（昭和62年条例第35号）

2 改正理由

大田区立特別養護老人ホーム糎谷の大規模改修工事に伴い、大田区立糎谷高齢者在宅サービスセンターを一時移転するため、条例の一部を改正する。

3 改正内容

別表第1 大田区立糎谷高齢者在宅サービスセンターの項中「大田区西糎谷二丁目12番1号」を「大田区蒲田二丁目8番8号」に改める。

4 施行年月日

令和6年10月30日

5 新旧対照表

新		旧	
○大田区立高齢者在宅サービスセンター条例 昭和62年9月25日 条例第35号 第1条から第9条まで（略） 別表第1（第1条関係）		○大田区立高齢者在宅サービスセンター条例 昭和62年9月25日 条例第35号 第1条から第9条まで（略） 別表第1（第1条関係）	
名称	位置	名称	位置
大田区立蒲田高齢者在宅サービスセンター	大田区蒲田二丁目8番8号	大田区立蒲田高齢者在宅サービスセンター	大田区蒲田二丁目8番8号
大田区立糎谷高齢者在宅サービスセンター	大田区蒲田二丁目8番8号	大田区立糎谷高齢者在宅サービスセンター	大田区西糎谷二丁目12番1号
大田区立下丸子高齢者在宅サービスセンター	大田区下丸子四丁目25番1号	大田区立下丸子高齢者在宅サービスセンター	大田区下丸子四丁目25番1号
大田区立矢口高齢者在宅サービスセンター	大田区新蒲田二丁目12番18号	大田区立矢口高齢者在宅サービスセンター	大田区新蒲田二丁目12番18号

新		旧	
大田区立たまがわ高齢者在宅 サービスセンター	大田区下丸子四丁目 23番1号	大田区立たまがわ高齢者在宅 サービスセンター	大田区下丸子四丁目 23番1号
別表第2（第5条関係）（略） 付 則 <u>この条例は、令和6年10月30日から施行する。</u>		別表第2（第5条関係）（略）	

令和6年度 福祉部 一般会計（第2次）、介護保険特別会計（第1次）補正予算（案）

【歳出】 一般会計

単位：千円

款項目	小事業名	補正前の額	補正額	補正後の額	補正内容・理由	予算所属
1 福祉費 社会福祉費 社会福祉総務費	前年度国・都支出金等返還金	0	20,386	20,386	前年度国・都支出金等返還金 ・ 重層的支援体制整備事業交付金 ・ 受験生チャレンジ支援貸付窓口の運営事業補助金 ・ 子育て世帯等臨時特別支援事業 ・ 地域福祉推進事業補助金	福祉管理課
2 福祉費 高齢福祉費 高齢福祉総務費	前年度国・都支出金等返還金	0	311	311	前年度国・都支出金等返還金 ・ 社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業費補助金 ・ 介護保険サービス提供事業者による生計困難者等に対する利用者負担額軽減制度事業費補助金	介護保険課
3 福祉費 児童福祉費 児童福祉総務費	前年度国・都支出金等返還金	0	274	274	前年度国・都支出金等返還金 ・ 母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金	自立支援促進担当課長
4 福祉費 生活保護費 生活保護総務費	前年度国・都支出金等返還金	0	129,567	129,567	前年度国・都支出金等返還金 ・ 生活保護費等国庫負担金（生活扶助費等） ・ 生活保護費等都負担金	自立支援促進担当課長

【歳入】 一般会計

単位：千円

款項目	説明	補正前の額	補正額	補正後の額	補正内容・理由	予算所属
5 国庫支出金 国庫負担金 福祉費負担金	生活保護措置費	25,168,014	15,080	25,183,094	令和5年度生活保護費等国庫負担金（医療扶助費等、介護扶助費等）の追加交付による歳入を増額補正する。	自立支援促進担当課長
6 国庫支出金 国庫負担金 福祉費負担金	低所得者介護保険料軽減負担金	355,690	16,003	371,693	令和5年度低所得者保険料軽減国庫負担金の追加交付による歳入を増額補正する。	介護保険課
7 都支出金 都負担金 福祉費負担金	低所得者介護保険料軽減負担金	177,845	8,001	185,846	令和5年度低所得者保険料軽減都負担金の追加交付による歳入を増額補正する。	介護保険課
8 寄附金 寄附金 寄附金	寄附金	0	364	364	各基金への寄附金による歳入の増額補正 ・ 子ども生活応援基金 ・ 大学等進学応援基金	福祉管理課
9 繰入金 特別会計繰入金 介護保険特別会計繰入金	介護保険特別会計繰入金	362,645	253,783	616,428	令和5年度決算に伴い、 ・ 介護給付費区負担金 ・ 地域支援事業区交付金 ・ 低所得者保険料軽減区負担金 ・ 人件費・事務費繰入金 の超過分が介護保険特別会計「一般会計繰出金」から返還され、一般会計で受入れるために増額補正する。	介護保険課

【歳出】 介護保険特別会計

単位：千円

款項目	小事業名	補正前の額	補正額	補正後の額	補正内容・理由	予算所属
10 基金積立金 基金積立金 介護給付費準備 基金積立金	介護給付費準備 基金積立金	6,031	5,035	11,066	令和5年度決算に伴い、保険料等の剰余金が確定したことにより、基金に積み立てるため、増額補正する。	介護保険課
11 諸支出金 償還金及び還付金 第1号被保険者 保険料還付金	第1号被保険者 保険料還付金	16,000	4,341	20,341	令和5年度決算に伴い、第1号被保険者保険料還付未済額が確定したため、当該還付未済額と、令和6年度当初予算に計上済み額との差額について、増額補正する。	介護保険課
12 諸支出金 償還金及び還付金 償還金	前年度国・都支 出金等返還金	0	187,139	187,139	前年度国・都支出金等返還金 ・ 介護給付費国庫負担金・都負担金 ・ 地域支援事業国交付金・都交付金 ・ 災害臨時特例補助金 ・ 地域支援事業支援交付金	介護保険課
13 諸支出金 繰出金 一般会計繰出金	一般会計繰出金	362,645	253,783	616,428	令和5年度決算に伴い、区が負担する ・ 介護給付費区負担金 ・ 地域支援事業区交付金 ・ 低所得者保険料軽減区負担金 ・ 人件費・事務費繰入金 が確定し、超過分を一般会計に繰出すために、増額補正する。	介護保険課

【歳入】 介護保険特別会計

単位：千円

	款項目	説明	補正前の額	補正額	補正後の額	補正内容・理由	予算所属
14	支払基金交付金 支払基金交付金 介護給付費交付金	過年度分	0	37,816	37,816	令和5年度決算に伴い、介護給付費交付金の不足分を受入れるため、増額補正する。	介護保険課
15	繰越金 繰越金 繰越金	繰越金	16,000	412,482	428,482	令和5年度決算に伴い、介護保険特別会計剰余金を繰越すため、増額補正する。	介護保険課

令和6年度 健康政策部 一般会計（第2次）補正予算（案）

【歳出】 一般会計

単位：千円

款項目	小事業名	補正前の額	補正額	補正後の額	補正内容・理由	予算所属
1 衛生費 保健衛生費 保健衛生総務費	前年度国・都支出金等返還金	0	11,038	11,038	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度に交付された公害健康被害補償給付支給事務費交付金の所要額確定に伴う超過受入額の返還（2,332） ・令和5年度に交付された帯状疱疹ワクチン任意接種補助事業補助金の所要額確定に伴う超過受入額の返還（7,948） ・令和5年度に交付された高齢者肺炎球菌ワクチン定期接種補助事業補助金の所要額確定に伴う超過受入額の返還（758） 	健康医療政策課 感染症対策課
2 衛生費 保健衛生費 感染症予防費	新型コロナウイルスワクチン予防接種	64,714	1,166,220	1,230,934	新型コロナウイルスワクチン定期接種に係る経費	感染症対策課
3 衛生費 保健衛生費 母子保健費	産後ケア	40,894	71,174	112,068	産後ケア事業に係る経費	健康づくり課
4 衛生費 保健衛生費 母子保健費	5歳児健康診査	0	2,610	2,610	5歳児健康診査のモデル事業実施に係る経費（新規事業）	健康づくり課

【歳入】 一般会計

単位：千円

款項目	説明	補正前の額	補正額	補正後の額	補正内容・理由	予算所属
5 国庫支出金 国庫補助金 衛生費補助金	新型コロナ定期 接種ワクチン確 保事業助成	0	770,904	770,904	新型コロナウイルスワクチン予防接種事業の歳出予算増に伴う補助金	感染症対策課
6 国庫支出金 国庫補助金 衛生費補助金	母子保健医療対 策総合支援事業	31,322	35,587	66,909	産後ケア事業の歳出予算増に伴う補助金の増額	健康づくり課
7 都支出金 都補助金 衛生費補助金	とうきょうママ パパ応援事業	361,954	35,587	397,541	産後ケア事業の歳出予算増に伴う補助金の増額	健康づくり課
8 諸収入 受託事業収入 衛生費受託収入	感染症予防費受 託収入	52,915	33,780	86,695	新型コロナ定期接種に伴う受託収入の増額（特別区相互委託協定に基づく、大田区内医療機関で接種した区外接種者分）	感染症対策課

健康福祉委員会 令和6年9月18・19日
福祉部 資料36番
所管 蒲田生活福祉課

生活困窮者自立支援事業等の事業者公募について

1 事業名・事業目的等

事業名	大田区生活再建・就労サポートセンター及び大田区ひきこもり支援室	子どもの学習・生活支援事業
事業目的	生活困窮者自立支援法及び社会福祉法に基づき、大田区における生活困窮者及び地域社会からの孤立が長期にわたる者（以下「ひきこもり等」という。）の経済的自立・就労に向けた支援を行う。	各年代の子どもの課題に応じた学習支援等を行うことにより、将来の進路選択の幅を拡げ、いわゆる「貧困の連鎖」を防止する。
主な事業	(1) 自立相談支援事業 (2) 就労準備支援事業 (3) 家計改善支援事業 (4) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	(1) 中学生の学習・生活支援 (2) 居場所の提供 (3) 高校生の中退防止支援 (4) 高校生世代の学びなおし支援
応募資格	区内に本部・事業所を有する法人又は特別区において生活困窮者への相談支援等の事業実績を有する法人	区内に本部・事業所を有する法人又は特別区において生活困窮世帯の子どもに対する学習支援等の事業実績を有する法人

2 選定方式

公募型プロポーザル方式

3 今後のスケジュール（予定）

項目	時期
募集広報（区ホームページ）	令和6年10月1日
応募受付	令和6年10月1日から10月31日まで
審査及び選考	令和6年11月初旬から12月中旬まで
事業者選定	令和6年12月下旬
事業開始	令和7年4月1日

健康福祉委員会 令和6年9月18・19日
健康政策部 資料37番
所管 感染症対策課

10月以降に開始する予防接種費用助成について

1 新型コロナウイルス感染症と高齢者インフルエンザ（定期接種）

- (1) 対象者 65歳以上か60歳から64歳で法令に定められた障がいのある方
- (2) 自己負担額
 - ・新型コロナ：2,500円
 - ※自己負担額は、東京都議会第3回定例会議決後に確定
 - ※生活保護受給者等は0円
 - ・インフルエンザ：0円
- (3) 助成回数 各1回（両ワクチン接種間隔に制限なく、同時接種も可能）
- (4) 接種期間
 - ・新型コロナ：令和6年10月1日から令和7年3月31日まで
 - ・インフルエンザ：令和6年10月1日から令和7年1月31日まで
- (5) 接種方法 契約医療機関に直接予約して個別に接種する
- (6) 周知
 - ・予診票の個別送付
 - ・区報及び区ホームページ等へ掲載
 - ・区設掲示板、医療機関等へポスター掲示

2 小児インフルエンザ（任意接種）

- (1) 対象者 生後6か月以上中学3年生以下の方
- (2) 自己負担額 接種1回あたり2,000円助成
 - ※接種費用は医療機関ごとに設定
- (3) 助成回数
 - ・生後6か月以上13歳未満：2回まで
 - ・13歳以上中学3年生以下：1回
- (4) 助成期間 令和6年10月1日から令和7年1月31日まで
- (5) 助成方法 契約医療機関で自己負担額から2,000円を控除して支払う
- (6) 周知
 - ・区報及び区ホームページへ掲載
 - ・区設掲示板、医療機関及び保育施設等へポスター掲示
 - ・子育て応援メールの活用

健康福祉委員会 令和6年9月18・19日
健康政策部 資料38番
所管 健康づくり課

5歳児健康診査モデル事業の実施について

1 目的

5歳児は言語理解力や社会性が高まり、発達障害が認知される時期であり、この時期に健康診査でこどもの特性を早期に発見し、適切な支援を行うことで、幼児の健康の保持及び増進を図る。

モデル事業を実施して課題を把握し、大田区に適した健康診査の方法を検討することで、効率的かつ効果的に5歳児健康診査を実施する。

2 対象者

- (1) 区内保育園6園の年中児クラス在籍児 115名程度
区立保育園：山王保育園・千鳥保育園・本羽田保育園
私立保育園：桐里保育園・大森北六丁目保育園・洗足池保育園
- (2) 今年度5歳になる未就園児 25名程度

3 実施内容

- (1) 園医による発達の状況確認
保育園の定期健康診断において実施
- (2) 小児科医による集団健康診査
大森・蒲田地域健康課で実施
未就園児：心理士による集団観察の後に診察
就園児：園の健診で発達障害の疑いがあった児を診察
- (3) 小児神経科医による発達相談会
蒲田地域健康課で実施
発達障害の可能性が高い就園児・未就園児を小児神経科医が診察

4 実施時期

令和6年10月から令和7年3月まで

5 今後の予定

令和7年度 モデル事業を拡大（令和8年度の本格実施を目指す。）